

○多賀城市広告掲載要綱

平成18年5月31日
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することを通じ、市の新たな財政収入を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成29年7月31日市長決裁〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次のアからエまでに掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報印刷物

イ 市のWebページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 部長等 市長公室長及び多賀城市行政組織条例(平成7年多賀城市条例第12号)第1条に規定する部の長並びに教育長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び会計課長をいう。

(一部改正〔平成29年7月31日市長決裁〕)

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(2) 法令の規定に違反するおそれのあるもの

(3) 政治活動及び宗教活動に係るもの

(4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの

(5) 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、掲載し、又は掲出する広告として適切でないと市長が判断したものの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、部長等が別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに部長等が別途定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、選定方法、予定価格等については、広告媒体ごとに、その性質に応じて部長等が別途定める。

(疑義の解消)

第7条 広告掲載を新たに行い、又は広告の内容若しくは広告掲載の方法を変更する場合であって、広告掲載に疑義が生じたとき(第3第2項の基準によつても、なお疑義が解消されないときに限る。)は、多賀城市行政経営会議等設置規程(平成19年多賀城市訓令第8号)に規定する多賀城市行政経営会議に付議し、当該広告掲載についての審査を求めるものとする。

(一部改正〔平成19年9月26日市長決裁〕)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年9月26日市長決裁)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。